

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

高岡信用金庫

当金庫は従前より、ご融資の際にご提供をいただく個人保証については、ご契約時に、保証に関するご意思を慎重に確認させていただき、保証契約期間中も保証内容の問い合わせがあった場合、その保証内容についてお知らせさせていただくなどの対応に努めて参りました。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫では本ガイドラインを自発的に尊重し、遵守して参ります。

当金庫は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人さまからの本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

本ガイドラインの詳細につきましては、全国銀行協会(<https://www.zenginkyo.or.jp/>)または日本商工会議所(<https://www.jcci.or.jp/>)の各ホームページをご覧ください。

- ・経営者保証に関するガイドライン
- ・経営者保証に関するガイドラインQ&A
- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理
- ・事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特例
- ・廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方

なお、お分かりにならない事、またはお気づきの点がございましたら、下記窓口をご利用下さい。

○ お客さま相談窓口

高岡信用金庫の全営業店・・・現在お取引いただいている各本支店に申し出下さい。
本部・融資部・・・電話番号0766-23-1224 (直通)

○ 「経営者保証に関するガイドライン」に関する要望・苦情相談窓口

コンプライアンス部・・・電話番号0766-24-0360 (直通)

以 上